

平成 2 5 年 8 月 2 9 日
2 0 8 及 び 2 0 9 会 議 室

平成 2 5 年第 1 6 回
立川市教育委員会定例会

立川市教育委員会

平成25年第16回立川市教育委員会定例会

1 日 時 平成25年8月29日(木)

開会 午後 1時30分

閉会 午後 2時49分

2 場 所 208及び209会議室

3 出席委員 福 田 一 平 田 中 健 一
平 山 いづみ 伊 藤 憲 春
小 町 邦 彦

署名委員 平 山 いづみ

4 説明のため出席した者の職氏名

教育長	小町 邦彦	教育部長	新土 克也
教育総務課長	栗原 寛	学務課長	大石 明生
指導課長	泉澤 太	統括指導主事	宇山 幸宏
学校給食課長	江元 哲也	生涯学習推進センター長	浅見 孝男
スポーツ振興課長	五十嵐敏行	図書館長	小宮山克仁

5 会議に出席した事務局の職員

教育総務課庶務係 高木 健一 大澤 善昭

案 件

1 議案

- (1) 議案第33号 教育委員会の点検・評価について
- (2) 議案第34号 立川市立学校管理運営規則の一部を改正する規則について
- (3) 議案第35号 平成26年度使用立川市立小学校教科用図書の採択について
- (4) 議案第36号 平成26年度使用立川市立中学校教科用図書の採択について
- (5) 議案第37号 平成26年度使用立川市立小中学校特別支援学級教科用図書の採択について
- (6) 議案第38号 立川市市民体育館条例施行規則の一部を改正する規則について

2 協議

- (1) 人事構想（学校）について
- (2) 立川市練成館条例の一部を改正する条例について
- (3) 立川市運動場条例の一部を改正する条例について
- (4) スポーツ祭東京2013開催に伴う体育施設の臨時休館等について

3 報告

- (1) 中学校給食アンケート結果について

4 その他

平成25年第16回立川市教育委員会定例会議事日程

平成25年8月29日

208 & 209 会議室

1 議案

- (1) 議案第33号 教育委員会の点検・評価について
- (2) 議案第34号 立川市立学校管理運営規則の一部を改正する規則について
- (3) 議案第35号 平成26年度使用立川市立小学校教科用図書の採択について
- (4) 議案第36号 平成26年度使用立川市立中学校教科用図書の採択について
- (5) 議案第37号 平成26年度使用立川市立小中学校特別支援学級教科用図書の採択について
- (6) 議案第38号 立川市市民体育館条例施行規則の一部を改正する規則について

2 協議

- (1) 人事構想（学校）について
- (2) 立川市練成館条例の一部を改正する条例について
- (3) 立川市運動場条例の一部を改正する条例について
- (4) スポーツ祭東京2013開催に伴う体育施設の臨時休館等について

3 報告

- (1) 中学校給食アンケート結果について

4 その他

◎開会の辞

○福田委員長 ただいまから、平成25年第16回立川市教育委員会定例会を開会いたします。

はじめに、署名委員の指名を行います。署名委員に平山委員、お願いいたします。

○平山委員 はい、承知しました。

○福田委員長 次に、議事内容の確認を行います。本日は、議案6件、協議4件、報告1件でございます。その他は議事進行過程で確認をいたします。

次に出席者の確認を行います。新土教育部長、お願いいたします。

○新土教育部長 本日の教育委員会定例会の出席管理職でございますが、教育部長、教育総務課長、学務課長、指導課長、宇山統括指導主事、学校給食課長、生涯学習推進センター長、スポーツ振興課長、図書館長でございます。

◎議案

(1) 議案第33号 教育委員会の点検・評価について

○福田委員長 それでは、議案に入ります。

議案(1) 議案第33号、教育委員会の点検・評価について、を議案とします。

お手元の資料、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関する報告書(平成24年度分)(案)をご参照願います。

栗原教育総務課長、お願いいたします。

○栗原教育総務課長 それでは議案第33号、教育委員会の点検・評価について、ご説明いたします。

本日お配りをしております教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関する報告書(平成24年度分)(案)としてお示ししております。この点検・評価でございますが、本年4月の定例会におきまして、評価に関する基本方針を定め、それ以後、5回にわたり教育委員会で協議を重ねてまいりました。今までの教育委員会での協議、また、外部評価委員の評価等を踏まえた中で平成24年度分の報告書を作成いたしました。平成24年度分の報告書につきましては、市民に分かりやすく見やすい内容とするため、項目を整理するとともに、点検・評価の対象となる活動や施策に関する資料もあわせて掲載するなど、改善を図ったところでございます。

よろしくご審議をお願いいたします。

○福田委員長 ありがとうございます。これまで協議を重ねてまいりました教育委員会の点検・評価について、最終の提案でございます。特に、前回ご意見をいただいた中で微調整した部分が20ページと58ページの下線部分の文言の表記でございますけれども、最終の提案ということでお願いいたします。

これより質疑及び協議に移ります。ご質問及びご意見がございましたらお願いいたします。

はい、田中委員。

○田中委員 ただいま栗原教育総務課長からお話がありましたが、課長中心によくまとめていただいて、前回の第15回定例会で話し合われたこともしっかり取り上げて整理されていたこと、本当に感謝しております。ありがとうございます。これで了承したいと思います。

これまで点検・評価をずっとやってきたわけですが、その中で栗原教育総務課長からもお話があったように、市民に分かりやすくしかも見やすい。それだけではないですね。今回、今までと違って画期的な報告だと思えるのは、教育委員会の活動の実績、それに対して数値を載せたり、あるいは教育委員会の分野別計画、それぞれ20施策あるわけですが、これについての分野別の施策の実績もしっかり入れているので、改めて市民に分かりやすくまた見やすい報告書であると思いますので、これまでのご苦勞に感謝したいと思います。ありがとうございました。

○福田委員長 ほか、ございますか。伊藤委員、いいですか。

○伊藤委員 結構です。

○福田委員長 平山委員、いかがですか。

○平山委員 特にありません。

○福田委員長 小町教育長、いかがですか。

○小町教育長 いろいろ工夫させていただきまして、いろいろご意見を賜ったところで反映させて、見やすいものになりましたが、年々改善していきたいと思えます。

○福田委員長 私からもお礼を申し上げます。大変見やすい、そして分かりやすい、よくまとめられたものであると思います。特に点検・評価の根拠となる施策の実績といいますか、これが数値も整っていて、私は非常にいいものであると思います。

それでは、議案第33号、教育委員会の点検・評価について、質疑及び協議を終了します。

議案第33号、教育委員会の点検・評価について、お諮りします。

ご提案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

○福田委員長 異議なしと認めます。よって、議案第33号、教育委員会の点検・評価について、は承認されました。案をおとりください。

◎議 案

(2) 議案第34号 立川市立学校管理運営規則の一部を改正する規則について

○福田委員長 次に、議案(2) 議案第34号、立川市立学校管理運営規則の一部を改正する規則について、を議案とします。

お手元の資料、立川市立学校管理運営規則の一部を改正する規則をご参照願います。

栗原教育総務課長、ご説明等お願いいたします。

○栗原教育総務課長 それでは、議案第34号、立川市立学校管理運営規則の一部を改正する規則について、ご説明いたします。

この規則改正につきましては、実は5月30日、第10回定例会で議案として提出したものでございます。この趣旨につきましては、来年4月1日より東京都においても指導教諭を配置する、導入するというので、立川市もこの規則について改正をしたところでございます。

その後、7月31日に東京都教育庁より、この規則改正例の再差し替えについてという通知がございました。これに従いまして立川市のこの規則につきましても再度修正を図るものでございます。

A4横の改正する規則の資料がございました。改正後、改正前の資料でございますが、これに基づいて説明をします。

第7条の7、これにつきまして第7条の5、これは主任を規定しているところでございますが、この中に、「ただし、特別の事情があるときは、指導教諭の中から、校長の具申により、委員会が命ずることができる。」ということで、「指導教諭」の文言を追加したものでございます。

また、第7条の7第2項につきましても、第7条の5第2項に規定する研究主任、これにつきましても、「当該学校の指導教諭又は教諭の中から、校長の具申により、委員会が命ずる。」ということで、「指導教諭」の文言を追加したところでございます。

第3項につきましては、改正前の第2項を第3項にしたものでございます。「第7条の5に規定する主任の任期は、」ということで以後は同じでございます。「4月1日から翌年3月31日までとし、再任を妨げない。」という内容でございます。

また、第7条の8、下線部のところにつきましても、第2項が第3項にずれたために、第3項につきましても「前条第3項」ということで修正をしたところでございます。

この規則につきましては、平成26年4月1日から施行いたします。

以上でございます。

○**福田委員長** ご説明ありがとうございました。議案第34号、立川市立学校管理運営規則の一部を改正する規則について、説明を終了します。この趣旨は、指導教諭の導入に伴って、指導教諭の中から主任を命じれるよう一部を改正するという形でございますね。

これより質疑及び協議に移ります。ご質問及びご意見等ございましたらお願いいたします。

〔「ありません」との声あり〕

○**福田委員長** ないようですので、議案第34号、立川市立学校管理運営規則の一部を改正する規則について、質疑及び協議を終了します。

議案第34号、立川市立学校管理運営規則の一部を改正する規則について、お諮りします。

ご提案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「ありません」との声あり〕

○**福田委員長** 異議なしと認めます。よって、議案第34号、立川市立学校管理運営規則の一部を改正する規則について、は承認されました。

(3) 議案第35号 平成26年度使用立川市立小学校教科用図書の採択について

○福田委員長 次に、議案(3) 議案第35号、平成26年度使用立川市立小学校教科用図書の採択について、を議案とします。

お手元の資料、平成26年度使用立川市立小学校教科用図書 採択一覧をご参照願います。
泉澤指導課長、ご説明をお願いします。

○泉澤指導課長 それでは、議案第35号、平成26年度使用立川市立小学校教科用図書の採択について、説明いたします。

教科用図書の採択につきましては、無償措置法施行令第13条により、前年度の8月31日までに採択を行うということになっております。本案はお手元の採択一覧により、平成26年度立川市立小学校で使用する教科用図書の採択をご提案するものでございます。

採択についてご検討いただく教科用図書につきましては、無償措置法施行令第14条において、同一の教科用図書を採択する期間は4年と定められており、小学校用の教科用図書は平成23年度から26年度まで同一のものを引き続き採択することとなっております。したがって、採択一覧にある9科目11種目の教科用図書は平成25年度と同じものとなっております。

説明は以上でございます。

○福田委員長 ありがとうございます。議案第35号、平成26年度使用立川市立小学校教科用図書の採択について、説明を終了します。平成26年度の小学校通常学級使用の教科用図書は9科目11種目でございますけれども、採択替えは4年間ということで、なしということでございます。

これより質疑及び協議に移ります。ご提案内容を踏まえ、ご質問、ご意見ありましたらお願いいたします。

はい、田中委員。

○田中委員 今、泉澤指導課長から説明がありましたが、現行の教科書については、平成22年8月の定例会にて私どもが採択、決定したわけですが、現行の学習指導要領の完全実施が平成23年、ちょうど今年で3年を迎えるわけですね。そういう中で現行の教科書の使用にあたって、各学校の取組あるいは各校の状況、その中での教育委員会の指導のあり方、それらについてご報告していただければと思いますが、よろしく願います。

○福田委員長 泉澤指導課長、お願いします。

○泉澤指導課長 小学校の教科用図書につきましては、委員ご指摘のとおりこれで3年経過したところでございます。現行の教科用図書は、その前のものよりもサイズが大きくなったことで、採択当初は教員にも使い方について多少慣れるまで時間を要したようではございますけれども、現在の状況といたしましては、現行の教科書の課題等の指摘は各学校からいただいているところでございます。

各教科の指導の中で、この教科用図書について主たる指導教材と位置づけられておりますので、私どもといたしましては、この教科書を各学校しっかりと活用した学習指導の推進、

充実というところはこれまでも指導しているところでございますので、今後につきましても、学力向上に向けて現在の教科書を使用して指導を滞りなく行われるよう、改めて指導していきたいと思っております。

○福田委員長 よろしいですか。

○田中委員 どうもありがとうございました。引き続き指導のほどよろしくお願いいたします。

○福田委員長 ほか、ご質問ございますか。

〔「ありません」との声あり〕

○福田委員長 現行の教科書について、保護者の方からの課題等のご指摘はないわけですね。

○泉澤指導課長 はい。今年度につきましては、保護者の皆様からのご指摘もいただいているところでございます。

○福田委員長 それでは、議案第 35 号、平成 26 年度使用立川市立小学校教科用図書の採択について、質疑及び協議を終了します。

議案第 35 号、平成 26 年度使用立川市立小学校教科用図書の採択について、お諮りします。

ご提案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「ありません」との声あり〕

○福田委員長 異議なしと認めます。よって、議案第 35 号、平成 26 年度使用立川市立小学校教科用図書の採択について、は承認されました。

◎議 案

(4) 議案第 36 号 平成 26 年度使用立川市立中学校教科用図書の採択について

○福田委員長 次に、議案 (4) 議案第 36 号、平成 26 年度使用立川市立中学校教科用図書の採択について、を議案とします。

お手元の資料、平成 26 年度使用立川市立中学校教科用図書 採択一覧をご参照願います。

引き続き、泉澤指導課長、お願いいたします。

○泉澤指導課長 それでは、議案第 36 号、平成 26 年度使用立川市立中学校教科用図書の採択について、説明いたします。

本案は、お手元の採択一覧により、平成 26 年度立川市立中学校で使用する教科用図書の採択をご提案するものでございます。

ご検討いただく中学校の教科用図書の採択につきましては、平成 24 年度から平成 27 年度まで同一のものを引き続き採択することになりますので、採択一覧にございます 9 科目 15 種目の教科用図書は平成 25 年度と同一のものとなっております。

説明は以上でございます。

○福田委員長 ありがとうございました。平成 26 年度中学校通常学級使用の教科用図書は 9 科目 15 種目でございますが、小学校同様に採択替えはなく、変更はないということでございます。

これより質疑及び協議に移ります。ご提案内容を踏まえ、ご質問、ご意見ございましたら

お願いいたします。

はい、田中委員。

○田中委員 この中学校の教科用図書採択にあたってですけれども、今年で2年目を迎えるわけですね。そういう中で各学校での取組あるいは活用等含めて課題等は、先ほど泉澤指導課長からありました小学校の教科用図書と同様のことで解釈してよろしいでしょうか。

○福田委員長 泉澤指導課長。

○泉澤指導課長 基本的に中学校の教科用図書につきましても、学校並びに保護者の皆様から課題のご指摘はいただいていないところがございます。中学校の場合、様々な資料の内容が充実しておりますので、そうした点で一部、使いやすくなったというようなお声は以前いただいたことがございます。

○福田委員長 いかがですか。

○田中委員 ありがとうございます。引き続きよろしくお願いいたします。

○福田委員長 ほか、ご質問、ご意見ございますか。

〔「ありません」との声あり〕

○福田委員長 ないようですので、議案第36号、平成26年度使用立川市立中学校教科用図書の採択について、質疑及び協議を終了します。

議案第36号、平成26年度使用立川市立中学校教科用図書の採択について、お諮りします。

ご提案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「ありません」との声あり〕

○福田委員長 異議なしと認めます。よって、議案第36号、平成26年度使用立川市立中学校教科用図書の採択について、は承認されました。

◎議 案

(5) 議案第37号 平成26年度使用立川市立小中学校特別支援学級教科用図書の採択について

○福田委員長 次に、議案(5) 議案第37号、平成26年度使用立川市立小中学校特別支援学級教科用図書の採択について、を議案とします。

お手元の3枚綴りの資料、平成26年度使用立川市立小・中学校特別支援学級教科用図書採択一覧をご参照願います。

引き続き、泉澤指導課長、お願いいたします。

○泉澤指導課長 議案第37号、平成26年度使用立川市立小中学校特別支援学級教科用図書の採択について、ご説明いたします。

小中学校特別支援学級で特別な教育課程を編成している場合、学校教育法附則第9条及び同法施行規則第139号の規定により、当該学年用の文部科学省検定済教科書を使用することが適当でないときは、当該学校の設置者の定めるところにより他の適切な教科書を使用することができる、となっております。本案は、お手元の採択一覧により、立川市立小中学校特

別支援学級が、平成 26 年度に教科用図書として使用する図書の採択をご提案するものでございます。

採択一覧にある教科用図書につきましては、平成 25 年度と同じものを継続採択するものと平成 26 年度から新規採択するものが含まれております。なお、各学校別でどの教科用図書を使用するかにつきましては、資料の採択一覧の一番右の欄に記載してございますので、ここで確認いただければと存じます。

いずれの図書につきましても、その内容については東京都教育委員会が調査研究を行ったもの、または、各学校が十分に調査研究を行い、適切な図書としているものでございますので、その採択につきましてご検討をよろしくお願い申し上げます。

○**福田委員長** ありがとうございます。議案第 37 号、平成 26 年度使用立川市立小中学校特別支援学級教科用図書の採択について、説明を終了します。平成 26 年度の小中学校の特別支援学級の児童・生徒使用の教科用図書は、私が見る範囲では 121 冊でございますね。その中で今年度いっぱい絶版になるとか、そういうものはどうですか。

○**泉澤指導課長** 一部ございます。

○**福田委員長** これより質疑及び協議に移ります。ご提案内容を踏まえ、質問、ご意見等お願いいたします。

田中委員、お願いします。

○**田中委員** ただいま泉澤指導課長から説明があったとおりで、平成 26 年度使用立川市立小中学校特別支援学級教科用図書について採択を了承したいと思います。なお、この採択にあたって東京都教育委員会、そしてまた各学校の調査研究というお話がありましたが、それをもとにして質問を 1 点とお願いしたいことがございます。

質問内容としては、委員長からもお話がありましたように 121 冊、その中で 68 冊が変更になっていますね。その理由についてお伺いしたいことは、私としてはこの問題については、特別支援学級の教科用図書は学校教育法附則第 9 条及び同施行規則第 139 条、先ほど泉澤指導課長からお話があったとおりで、この法に基づいて採択されるわけです。121 冊のうちの 68 冊が変更になって、この中で絶版というお話も出ておりましたけれども、その背景については、1 つは平成 18 年の 3 月、学習指導要領が改訂されました。それを受けてさらに多様な児童・生徒のニーズに応じたより良い教科用図書が出版された、そのように捉えてよろしいのでしょうか。

またあわせて、各学校がどのように活用されているのか現状を教えてください。それをまずお伺いしたいと思います。

その上でお願いしたいこととして、採択の小学校 88 名、中学校 40 名、それぞれ児童・生徒の実態や成長に応じた継続的、発展的に教科用図書が十分活用されるようお願い申し上げます。

私から質問事項が 1 点、お願いしたいことが 1 点です。よろしくお願い申し上げます。

○**福田委員長** 質問事項については、68 冊が変更になっている、その理由でございますね。

では、分かる範囲でお願いします。

○泉澤指導課長 委員ご指摘のとおり、次年度に向けて採択を予定している 121 冊のうち 68 冊は新たに採択をお願いするものでございます。先ほど申し上げましたように一部絶版も、これは数はあまり多くございません。委員がご指摘いただいたように新しい学習指導要領が実施されていること、それから、子どもたちの視点に立った学習活動をきめ細かく進めるために、新たな教科用図書を採択するということが大きな理由としてございます。

活用状況につきましては、通常の学級と同様に主たる教科指導用の図書でございますので、選択したものを効果的に活用して子どもたちへの指導を充実させるというところはこれまでも指導しているところではございますけれども、委員ご指摘のとおり、今後につきましても、私どもとしても改めてその点について学校への指導、啓発を一層進めてまいりたいと考えております。

○福田委員長 田中委員、よろしいですか。

○田中委員 引き続きのご指導、よろしく申し上げます。ありがとうございました。

○福田委員長 ほか、ございますか。

〔「ありません」との声あり〕

○福田委員長 ないようでございますので、議案第 37 号、平成 26 年度使用立川市立小中学校特別支援学級教科用図書の採択について、協議を終了します。

議案第 37 号、平成 26 年度使用立川市立小中学校特別支援学級教科用図書の採択について、お諮りいたします。

ご提案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「ありません」との声あり〕

○福田委員長 異議なしと認めます。よって、議案第 37 号、平成 26 年度使用立川市立小中学校特別支援学級教科用図書の採択について、は承認されました。

私から 1 点だけ要望を申し上げます。

特別支援学級のこの教科用図書につきましては、児童・生徒の様々な実態に合わせて学校独自で選定をしているという現状は昔から変わっていませんけれども、選定、採択にあたっては、特に固定の特別支援学級の中で、1 つは小中連携を視野に入れていただきたい。小学校で使ってそのまま中学校で引き続いて子どもの実態によっては使えるものもあろうかと思えます。小中学校の固定の先生方との連携も図りながら、系統性のある採択でなければならぬだろうと私は考えております。

そして、採択された教科書につきましては個人的なものもあろうと思えます。この子にはこれだというのがあると思えます。今、田中委員からもあったように、小から中への連携をもとに、子どもたちにとっての課題改善にこれが十分活用されるということと、自立を含めた子どもたちの基礎学力も含めた課題改善に努めていただきたい旨を要望しておきます。

(6) 議案第38号 立川市市民体育館条例施行規則の一部を改正する規則について

○福田委員長 次に、議案(6) 議案第38号、立川市市民体育館条例施行規則の一部を改正する規則について、を議案とします。

お手元の資料、立川市市民体育館条例施行規則の一部を改正する規則をご参照願います。
五十嵐スポーツ振興課長、お願いいたします。

○五十嵐スポーツ振興課長 それでは、議案第38号、立川市市民体育館条例施行規則の一部を改正する規則について、ご説明いたします。

本案は、指定管理者へ移行予定の立川市泉市民体育館につきまして、前回の教育委員会定例会において、休館日、開館時間及び使用料などを変更するため立川市市民体育館条例の一部を改正する条例について、ご協議いただいたところでございます。この条例の改正に伴いまして、立川市市民体育館条例施行規則の一部を改正するものでございます。

お手元の新旧対照表をご覧ください。

改正前の第1条の2及び第6条の下線部分につきましては、別表1で泉市民体育館、別表2で柴崎市民体育館の使用区分及び使用料について定めている内容でございます。これらをいずれも改正後の別表ひとつにまとめるものでございます。

具体的には参考資料、第1条の2、改正前下線部分の「条例別表第1備考第2号ウ」は参考資料の3ページに、「市内に存する学校に在学する者」、そして「条例別表第2備考第3号ウ」は9ページに、同じように網掛け部分に「市内に存する学校に在学する者」とされており、これらを改正後は8ページにあります別表としてひとつにして、「条例別表備考第3号ウ」として、「市内に存する学校に在学する者」として改めるものでございます。

また、改正前の第7条のただし書き以降の下線部分につきましては、条例第6条の別表第1備考及び別表第2備考で使用時間の延長について削除をしたために、これに関連して削除をする内容でございます。

よろしくご審議お願いいたします。

○福田委員長 ご説明ありがとうございました。議案第38号、立川市市民体育館条例施行規則の一部を改正する規則について、説明を終了いたします。趣旨については、開館日及び開館時間を増やすということと、今2つある体育館の基準に合わせて市外利用者の料金変更等を行うということでございますね。

これより質疑及び協議に移ります。ご質問及びご意見等ございましたらお願いいたします。

〔「ありません」との声あり〕

○福田委員長 ないようでございますので、議案第38号、立川市市民体育館条例施行規則の一部を改正する規則について、質疑及び協議を終了します。

議案第38号、立川市市民体育館条例施行規則の一部を改正する規則について、お諮りします。

ご提案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「ありません」との声あり〕

○福田委員長 異議なしと認めます。よって、議案第 38 号、立川市市民体育館条例施行規則の一部を改正する規則について、は承認されました。

◎協 議

(1) 人事構想 (学校) について

○福田委員長 次に、協議に入ります。

協議 (1) 人事構想 (学校) について、を協議します。

資料はございません。口頭での説明となります。

小町教育長、ご説明等お願いいたします。

○小町教育長 では、私から、人事構想につきまして、平成 26 年度に向けてということで報告させていただきます。平成 26 年度における学校管理職の人事構想をご説明いたします。

まず、教育施策についてでございますが、平成 26 年度の立川市の教育課題については、学力向上、体力向上、特別支援教育の充実の 3 点を引き続き重点課題とし、オール立川の体制で課題解決に向けて取り組んでまいります。

具体的な事業としては、教育研究の充実を図るために、全校を教育研究校として指定し、学力・体力向上、特別支援教育、人権教育などの教育課題について研究を進めてまいります。

特に学力向上については、市学力向上推進研究校及び都の学力向上パートナーシップ事業による研究を通して、指導形態や指導方法、補充的な学習の効果を検証してまいります。また、この研究の成果や、各学校における研究の実践を全校で共有し、各学校が自校の課題に即した取組を推進することを目指して、学力向上推進委員会を 26 年度も設置し、児童・生徒一人ひとりに確かな学力の定着を図ってまいります。

また、体力の向上に向けた取組は、推進委員会を中心に平成 25 年度の取組の検証をもとに、引き続き強化して取り組んでまいります。

なお、各学校の特別支援教育に関しては、学校学級特別指導員や学校生活協力員等の人的支援を引き続き行うとともに、特別な支援を要する児童・生徒への教職員の対応力を高める研修や、人事異動により特別支援学級等での経験のある教員を配置してまいります。

さらに、平成 27 年度から始まる第 4 次長期総合計画の実施に向けて、中長期的な視点に立った取組として、小中一貫教育やコミュニティスクール、幼保小の連携などについてモデル校事業を実施し、その導入や実施のあり方について検討してまいります。

一方、各学校の組織上の課題として、若手教員の配置率が高くなり、学校によっては約半数が採用 1 校目の若手教員で構成されており、若手教員を中心とした人材育成が喫緊の課題となっております。また、学校経営を支える主幹教諭の配置についても、依然として未配置の学校や配置率の低い学校があり、中長期的な学校経営の安定及び充実を図るために、次期主幹教諭となる主任教諭や教諭の育成についても重要な課題となっております。

平成 26 年度向き学校管理職の人事異動にあたっては、教育委員会の重点課題及びその他の課題への対応、教職員の人材育成、各学校の経営課題を踏まえた配置を考えてまいります。

学校管理職の定期異動要綱では、校長は5年、副校長は3年で異動対象となりますが、校長についても3年で都教委と教育委員会と協議の上、異動対象とすることができます。また、校長、副校長とも3年未満での異動についても、東京都教育委員会と協議を経て、特段の事情が認められた場合は異動対象となる場合があります。平成26年度の学校管理職の人事異動基本方針としては、平成25年度末での現任校年数が校長は3年から5年、副校長は3年の者を異動対象とすることを基本とし、教育委員会重点課題及びその他の課題への対応、教職員の人材育成、各学校の経営課題を踏まえ、今後3年から5年を見据えた配置を行ってまいります。

次に、具体的な構想について、ご説明いたします。

小学校校長については、年度末定年退職者はございません。現任校3年以上の校長は10名おります。中学校校長については、年度末定年退職者が2名、現任校3年以上が3名となっております。現任校3年以上の者については、小学校では数名程度、中学校では若干名、異動または配置替えをしてみたいと考えております。

副校長については、小学校、中学校とも年度末定年退職者はございません。現任校3年以上の副校長は、小学校で6名、中学校で3名となっております。また、平成24年度までに校長任用審査で適格となった者は中学校で2名おり、今年度任用審査対象者が小学校で4名、中学校で1名おります。副校長の異動については、校長昇任の見込みを含め、小学校で数名以上、中学校で数名程度を考えております。

校長、副校長の再任用については、年金制度改革の関係で平成26年度に向けた再任用制度の見直しが東京都で行われており、現時点では流動的な要素はありますが基本方針に基づき再任用対象者の一部を再任用管理職として配置したいと考えております。また、再任用以外の退職校長については、サポートセンター指導員及び就学相談員をお願いしているところですが、平成26年度の配置にあたっては5名程度、後補充が必要となり、立川市内及び他地区の退職校長で配置をしてみたいと考えています。

最後に、学校管理職の異動及び退職に伴う後任者の配置についてですが、行政経験のある校長、副校長の増員配置を引き続き東京都教育委員会に働きかけるとともに、次代の立川市を担う若手の校長、副校長の登用を積極的に行い、立川市の重点課題への対応、人材育成を一層図ってまいります。

以上が平成26年度向き学校管理職の人事構想でございます。

○**福田委員長** ありがとうございます。平成26年度に向けた学校管理職の人事構想を述べていただきました。

それでは、これより質疑及び協議に移ります。ご質問、ご意見、またご要望等ございましたらお願いいたします。いかがですか、田中委員。

○**田中委員** 今、小町教育長から管理職の人事構想、具体的で、しかも短期、中長期にわたっての構想をお伺いして本当に安心しておりますし、その方向で是非お進めいただきたいと思っております。

そういう中で、教育長の説明と重複するかもしれませんが、この点をお願いしたいと思います。

1つは、これまでも人事構想でその時々説明があったわけですが、改めて1つ目、立川の教育レベルの向上に積極的に取り組む人材の登用をお願いしたいと思います。今まで外から来られた教育管理職で、必ずしもそうでなかったということがありますので、是非この機会に、平成26年度は立川の教育レベルの向上に積極的に取り組む人材の登用をお願いしたいと思います。とりわけ9月から、小中学校の校長の人事ヒアリング等が予定されていると思いますが、その機会をとらえて是非、有能な教育管理職への指導等をよろしくお願いしたいと思います。

2点目ですけれど、先ほど小町教育長からお話があったとおりで、改めて清水市長の公約である学力向上、体力向上、特別支援教育の充実等々についての専門性あるいは社会性、人間性を持った人材の登用をお願いしたいと思います。中には非常に力のあるすばらしいという管理者もたくさんいらっしゃるわけですが、ややもすると社会性あるいは人間性に少し欠けるという声も聞いておりますので、その辺りも取り組んでいただきたいと思います。

3点目ですけれど、教育行政系の管理職の登用、先ほど説明がありました。それを伺って安心したわけですが、立川市全体のレベルアップを図る力量を備えた管理職の人事配置をお願いしたいと思います。ややもすると行政系の人はいろいろな地区の状況を把握していますから、自校の教育力の向上にどうしてもシフトしがちな部分がありますので、是非、立川全体のレベルアップを図ることをお願いしたいと思います。とりわけお願いしたいのは、小中連携教育を推進する、そういう人材とあわせて、特別支援教育関係について力量のある方の登用をお願いできればと思っています。

あと最後になりますが、現在、小学校の管理職ですと女性の校長は2名です。あとは男性です。中学校は女性がいないのですが、その辺りも是非、男女のバランスを考えて人事配置をお願いしたいと思います。

なお、最終的には東京都教育委員会の人事部が決定するわけですが、小町教育長からもお話があったように、積極的に有能な人材を配置するというお話がございましたので、是非、立川の児童・生徒のためによりしくお願いいたします。

私からは以上です。

○福田委員長 ありがとうございます。

伊藤委員はいかがですか。

○伊藤委員 結構です。

○福田委員長 平山委員、いかがですか。

○平山委員 ありません。

○福田委員長 当市の教育委員会事務局だけでなかなかできるものではございませんけれども、いにしえから、「教育というのは人である」ということがよく言われますけれども、大変重要な内容であると思いますし、やはり教育行政の両輪である指導行政と人事行政、特に今日は

人事行政の方針を述べていただきましたけれども、田中委員からもご要望がありましたけれども、私はやはり本市の現状をよく理解していただいて、現状の課題改善と申しますか、特に目標である学力、体力の向上、特別支援教育の充実、これらの教育課題を改善する強いリーダーシップを発揮できる校長先生、また実践力をお持ちの先生、また経営力を備えた校長先生のご配置をお願いしたいのと同時に、行政経験のある校長先生も限られていると思えますけれども、同時に女性の校長先生が今、中学校には皆無の状況です。そういうことを踏まえて、大所高所から構想をめぐらせていただければありがたいと思います。今、教育長がおっしゃった人事構想の具現化が図れますように最大限のご努力をお願い申し上げます。

はい、田中委員。

○田中委員 もう1つだけ、教育長に今後の人事構想を含めてお考えいただきたいと思いますが、先ほど教育長から小中一貫をとのお話がありました。ただこの中で、ご承知のように立川の場合、コミュニティスクールということで教育長が先ほどおっしゃったのですが、それにあわせて学校評議員制度から学校運営協議会、その方向も今後視野に入れてご検討いただけるとありがたいと思いますので、是非よろしくお願いします。

○福田委員長 教育長。

○小町教育長 いろいろご指摘いただきましたので、これからスタートでございますので、ご示唆いただいたところは十分留意しながら、アンテナを高く張って、委員長おっしゃるように人材ということでございますので、優秀な人材を配置してまいりたいと思っています。またいろいろご示唆いただければと思います。

○福田委員長 よろしく願いいたします。

それでは、人事構想（学校）について、お諮りします。

教育長から今後の運びについてのご説明がございましたけれども、ご異議ございませんか。

〔「ありません」との声あり〕

○福田委員長 異議なしと認めます。よって、人事構想（学校）について、は承認されました。よろしく願いいたします。

◎協 議

（２）立川市練成館条例の一部を改正する条例について

○福田委員長 次に、協議(2)立川市練成館条例の一部を改正する条例について、協議します。

お手元の資料、立川市練成館条例の一部を改正する条例をご参照願います。

五十嵐スポーツ振興課長、お願いいたします。

○五十嵐スポーツ振興課長 それでは、協議(2)立川市練成館条例の一部を改正する条例について、ご説明いたします。

本案は、市民サービスの向上を図るため立川市練成館の休館日を改めるものでございます。

お手元の資料をご覧ください。

改正前の「1月1日から同月4日まで及び12月28日から同月31日まで」を、改正後は、

「1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで」に改める内容でございます。

よろしくご審議をお願いいたします。

○**福田委員長** ご説明ありがとうございました。立川市練成館条例の一部を改正する条例について、説明を終了します。この趣旨は市民サービスの向上のために特に年末年始の利用日を改めるということでございます。

これより質疑及び協議に移ります。ご質問、ご意見等ございましたらお願いいたします。

〔「ありません」との声あり〕

○**福田委員長** それでは、立川市練成館条例の一部を改正する条例について、協議を終了します。

立川市練成館条例の一部を改正する条例について、お諮りします。

ご提案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「ありません」との声あり〕

○**福田委員長** 異議なしと認めます。よって立川市練成館条例の一部を改正する条例について、は承認されました。

◎協 議

(3) 立川市運動場条例の一部を改正する条例について

○**福田委員長** 次に、協議(3)立川市運動場条例の一部を改正する条例について、協議します。

お手元の資料、立川市運動場条例の一部を改正する条例をご参照願います。

引き続き五十嵐スポーツ振興課長、ご説明等お願いいたします。

○**五十嵐スポーツ振興課長** それでは、立川市運動場条例の一部を改正する条例について、ご説明いたします。

本案件につきましても、練成館条例の一部改正と同じ内容で、市民サービスの向上のために、年末年始の開館日を拡張するという内容でございます。

よろしくご審議をお願いします。

○**福田委員長** ありがとうございます。立川市運動場条例の一部を改正する条例について、説明を終了します。要旨は、先ほどの練成館条例の一部を改正する条例の趣旨と同じでございます。

これより質疑及び協議に移ります。ご質問、ご意見等ございましたらお願いいたします。

〔「ありません」との声あり〕

○**福田委員長** 立川市運動場条例の一部を改正する条例について、協議を終了します。

立川市運動場条例の一部を改正する条例について、お諮りします。

ご提案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「ありません」との声あり〕

○**福田委員長** 異議なしと認めます。よって、立川市運動場条例の一部を改正する条例について、は承認されました。

◎協 議

(4) スポーツ祭東京 2013 開催に伴う体育施設の臨時休館等について

○福田委員長 次に、協議(4) スポーツ祭東京 2013 開催に伴う体育施設の臨時休館等について、を協議します。

お手元の資料、スポーツ祭東京 2013 (東京多摩国体) 開催に伴う各体育施設利用停止期間をご参照願います。

引き続き、五十嵐スポーツ振興課長、ご説明等お願いいたします。

○五十嵐スポーツ振興課長 それでは、スポーツ祭東京 2013 開催に伴う体育施設の臨時休館等について、ご説明いたします。

スポーツ祭東京 2013 の開催につきましては、9月29日から10月7日までの9日間にわたりまして、泉市民体育館をはじめとした各施設で競技が繰り広げられます。本日お手元に黄色のチラシをお配りいたしました。9月29日から10月7日まで、各会場で行われる具体的な内容を掲載しているチラシでございます。

また、この会場に近い周辺の運動施設につきましては、駐車場や練習会場として使用するために、大会会場とあわせて利用を停止する内容でございます。お手元の利用停止期間にありますとおり、大会当日だけではなく、前の準備期間、後の整理期間を含めて、かなりの期間の停止という状態になります。

利用停止期間の周知につきましては、この資料を既に各施設で案内しているとともに、広報たちかわ9月10日号、9月25日号に掲載するとともに、ホームページでお知らせしてまいりたいと考えているところでございます。

説明は以上です。

○福田委員長 ありがとうございます。スポーツ祭東京 2013 開催に伴う体育施設の臨時休館等について、説明を終了します。9月24日から10月10日の期間でございます。各体育施設は利用停止となります。

これより質疑及び協議に移ります。ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

〔「ありません」との声あり〕

○福田委員長 それでは、スポーツ祭東京 2013 開催に伴う体育施設の臨時休館等について、協議を終了します。

スポーツ祭東京 2013 開催に伴う体育施設の臨時休館等について、お諮りします。

ご提案のとおり承認することに異議ございませんか。

〔「ありません」との声あり〕

○福田委員長 異議なしと認めます。よって、スポーツ祭東京 2013 開催に伴う体育施設の臨時休館等について、は承認されました。

◎報 告

(1) 中学校給食アンケート結果について

○福田委員長 次に、報告に入ります。

報告(1) 中学校給食アンケート結果についての報告でございます。

お手元の5枚綴りの資料、中学校給食アンケート調査のお願いをご参照願います。

江元学校給食課長、報告、説明等お願いいたします。

○江元学校給食課長 この中学校給食アンケートの調査結果ですが、4月の定例会で実施についてご報告したところでございます。このたび結果が出てまいりましたので、ご報告を申し上げます。

お手元の資料をご覧いただきたいと思っております。

対象でございますが、全中学校の生徒3,795人、このうち3,637人の回答がありまして、回収率95.8%でございます。

主な項目についてご報告をいたします。

問3でございますが、安全な食材の使用について知っている生徒は69%。問4の栄養バランスを考えていること、こちらは82%の生徒が知っているという回答をしまして、一定の周知がされていることが伺えます。問5の給食利用状況でございますが、週に4~5回という回答が48%、前回よりも約20ポイント少なくなっているという状況でございます。その一方、利用なしという回答が20.9%ございまして、前回に比べて約9ポイント多くなっています。

3ページにまいりますが、週1回以上利用している生徒のうち、満足しているが14%に占まして、満足していないが49%でした。満足していない理由としましては、苦手な味・食べ物が多いが一番多く、次いで温かくないということございまして。好きな献立は、パン、豚キムチご飯、スパゲッティ、カレーで、一方、嫌いな献立は、野菜、魚、卵料理といったものがあげられております。

5ページと6ページになりますが、給食を利用しない理由ということで、「家庭からの弁当が良い」という回答が最も多く、続いて、「給食がおいしそうでない」という回答ございました。

8ページ、給食についての意見・感想をいただいたものを載せております。

最も多く見られましたのは、「もっとおいしくしてほしい」という声でございます。学校給食は生徒の健康や栄養の確保、苦手な食材に慣れるということが大きな役割の1つと考えております。続いて「もっと温かくしてほしい」。中学校給食は小学校と違いまして食缶方式でないため、食中毒を防ぐ観点から副食(おかず)を冷却しております。それが影響しているのではないかと思います。その他、彩りについての意見、あるいは「スープなど汁物がほしい」、「小学校給食のような給食が良い」という要望、「おいしい、バランスが良い」、「ありがとう」等、感謝の意見も寄せられております。

最後に課題として、9ページに4点を挙げております。この対応としましては、給食だけに載せていますが、さらにホームページを活用して情報提供を進めていきたいと考えてい

ます。2点目としましては、ご意見いただきましたが、中学校での食教育を充実してまいりたいと考えています。3点目、給食の食材、調理方法などに留意して、食べやすい献立を心がけてまいります。この3点を重点に進めてまいります。

なお、この報告につきましては、9月24日に予定されています市議会の文教委員会でもご報告させていただきます。

報告は以上でございます。

○**福田委員長** ありがとうございます。中学校給食アンケート結果について、報告、説明を終了します。中学校給食アンケート結果の集計報告から浮かび上がった課題への対応等もご報告いただきましたけれども、これより質疑に移りますけれども、委員の皆さん、この報告を聞いていかがでございますか。

はい、田中委員。

○**田中委員** 江元学校給食課長から具体的に分かりやすい説明をいただいたわけですが、改めて中学校給食アンケート調査結果報告を受けて、これは5年に1回調査されている中で、今までなかったことが今回付け加えてありますね。従前は、この調査結果から分かったこと、そして課題、ここで今までは終わっていたのですが、今回、具体的にその対応として3点挙がっています。これが大事であると思います。

特に具体的な対応としては、新たにホームページを活用した情報提供。2つ目は、学校での食教育を充実する。3つ目は、食べやすい献立を心がける。これは従前になかった具体的な対応ですので、これを通して学校、生徒、保護者が安心されるのではないかと思いますので、引き続き対応よろしくをお願いします。

なお、この対応以外で、他にこういう対応の仕方もあるのではないかというのがもしあれば教えていただきたいと思います。私としてはこの対応が3つ出ている中で、例えばですが、ツイッターでの情報提供、例えば市長部局の広報課なら広報課、それを通してツイッターでの情報提供もされるのかどうか、そういうことを考えていらっしゃるのかどうか、ほかに実はこういうことを考えているとか、そういう対応がもしありましたら教えていただきたいと思いますが、よろしくをお願いします。

○**福田委員長** 江元学校給食課長、お願いします。

○**江元学校給食課長** ホームページの活用というところでございますが、現在のところ想定していますのは、ホームページにいろいろな情報を掲載する形での情報の提供でございますが、特に、スピードを要するものについては、ツイッター等の手段も検討してまいりたいと思います。

○**福田委員長** 教育長。

○**小町教育長** 関連して、PRが足りなかったのかなと思っています。特に文字で情報を出してもなかなか伝わらないで、例えば給食の写真、食材の写真も含めてビジュアルに情報提供をしたらどうかという相談をしているところでございます。そうすることによって、栄養のバランスをしっかりとって、成長期の体づくりのうえに役に立つんだということを写真を

通しながら説明をすればより理解が深まるのかなと考えています。どうしても表面的なイメージだけで語ってしまうというところが多いので、やはり学校給食というのは体づくりというのが基本的なところでございますので、そういったところに大変心がけをしているということをもまず理解して、ということが第一かと思っています。

2点目が、安心安全というところ、策はいろいろありますので、そういったところをしっかり留意して給食という形で提供しているんだというところを是非、例えば作っている現場の写真なども含めて提供した上で、より理解を深めていただいて、少しでも喫食率が上がるように進めていきたいと考えています。

○**福田委員長** 平山委員、小学校給食から中学校給食に移りますね。もちろん形態が違いますけれども、保護者から見えていかがですか。

○**平山委員** この結果を拝見しまして、中学生の給食に対する満足度というのが低いのに残念だなということを感じまして、小学校の給食ですとみんなおいしくて評価が高いのですけれども、その差がとても激しいので、このギャップをどうやって埋めていくかというところと、意見の中で、もっとおいしくしてほしいという意見もあります。安心安全というのはもちろんですが、今、他の自治体ではおいしさを求めて力を入れている自治体もあるということですし、身近な中学生に話を聞きますと、4月、5月は給食を注文していたけれども、味になじめなかったり、メニューがなじめなかったりということで、やはり家庭のお弁当に戻ってしまうというご家庭はかなり多く見られたところなので、やはり立川市としてもその辺のところの改善はどのようになさっているのかということをお伺いしたいと思います。

○**福田委員長** 伊藤委員、いかがですか。

○**伊藤委員** 今の平山委員からのお話についてですが、本当においしくないんでしょうか。つまりおいしいという評価というのが、例えば特定の刺激のある味に慣れている方々がおいしくない考えるのか、それとも一般的な方が召し上がっておいしくないと感じるのか。つまりおいしさの評価というものが具体的にある程度あるのでしょうか。

○**福田委員長** この中で私だけが6年間通しの中学校給食を検食を兼ねて食べてまいりました。私は決しておいしくなくはないと感じてはいますが、今の生徒たちの食生活というのは、もちろん私の年代とは育った環境も違いますので、ただ飽食の時代でございますね。

私は、このアンケート結果を客観的に見まして、当市の中学校給食に要望するものというのは、安全な食材を使用してほしい。そして栄養バランスを考えたおいしい献立で、しかも彩りもよく、温かく、食べやすく、適切な量を安価で提供してほしい、こういうことだと思います。それは無理ですね。これは理想だと思いますけれども、全ての要求を満たすのは到底無理なんです。

中学生期というこの成長期に何を主体としなければいけないのか。これは学校給食課のほうで十分審議されていると思います。私は、重要なことは、先ほど教育長がおっしゃったように、まず安全な食材を使用しているんだということですね。そして中学校という長い人生の中で一番成長の激しいこの時期に、やはり栄養バランスのとれた給食を提供することであ

って、子どもたちが一番に訴えている味とか温かいとか彩りというのは、その次であろうと私は考えております。

私が一番危惧するのは、現在のこの中学校給食に満足していない生徒が49%、すなわち半数の子どもたちがということですね。半数の子どもたちが満足していないということは、やはり給食の利用状況に表れていると思いますけれども、前回、平成19年度と比較すると、特に週4回から5回常時利用する生徒は68.5%から48.4%、すなわち20ポイント以上下がっていますね。ここの課題ですね。このギャップをどうするか。これを少し栄養士さんも含めて議論していただくことと、私は改善項目、対応策3点、これは十分であると考えておりますけれども、まず中学校の食教育というものを充実させていただきたい。これは指導課とも連携をとる中で、小学校はそれなりの食育というのは教育課程の中に編成されて計画的におやりになっていると思います。中学校はどうしても授業がタイトな中で行いますので、これを組み込むのは厳しいかもしれませんが、指導課長と連携する中で、栄養教育というものを東京都で配置している学校もございますけれども、是非お願いしたいと思います。

それと同時に、先ほど田中委員からもあったように、学校、家庭との連携、これを学校給食課を中心に深めていただくということも必要かと思えます。これを全て満たすというのは厳しい条件もあると思いますけれども、重要度を鑑みてご努力をお願いいたします。

私は以上でございます。

○福田委員長 伊藤委員。

○伊藤委員 もともと物を食べるということを仕事にしてきた者として、やはり食というのはすごく大切であると思っています。ただ、本来であれば、食は伝えられるものであって教えるものではないと考えていたんですけども、伝えられるという行為自体がなかなか行われていないのが現代の家庭ではないかと考えておりますので、今、委員長がおっしゃったような、少しでも現場で、特に中学生については、体が子どもから大人へ変っていくとても大切な時期ですので、今お話いただいたようなことを少しでも現場で考えていただければありがたいと思っています。感想です。

○福田委員長 田中委員。

○田中委員 今、伊藤委員と委員長から説明があったとおりなのですが、私が申し上げたいのは、地元の中学校の保護者の声ですが、どうも中学校になると自分の好き嫌いが激しい。栄養バランスを考えるんですが食べたがらないという声が聞こえてきます。そういう中で改めて中学校の大事な成長過程の時期に家庭における栄養のバランスを考えた食生活、それをもう一回啓発してほしいと思っています。子どもの好みに合わせるのではなくて、あくまでも成長過程を考えた栄養のバランスを考えて家庭で取り組んでいただく、そのために大事なことは、栄養士、調理師さんといらっしゃるわけですので、その人たちがしっかり勉強して、年に1回、全体保護者会の席で、栄養のバランスを考えた食生活、それを啓発されてはいかがでしょうか。

○福田委員長 非常に貴重なご提案がございましたけれども、学校給食課のほうで、非常にい

い方向の対応策でございますので、これに対するご努力をお願い申し上げます。

それでは、中学校給食アンケート結果についての協議を終了いたします。

◎その他

○福田委員長 次に、その他に移ります。

その他、ございますか。新土教育部長、お願いします。

○新土教育部長 口頭での説明となりますけれども、平成25年第3回立川市議会の9月議会が9月4日から10月1日の期間で開催される予定です。

教育委員会に関係いたします条例改正や文教委員会の報告事項は全てこの教育委員会定例会で協議、報告したものでございますので、それについては省略させていただきますけれども、1点、補正予算を9月議会に提出するところでございます。別途、議案を委員の皆さんには配付いたしますが、口頭で報告と簡単な概要だけ説明させていただきたいと思っております。

補正の提案の内容でございますが、1つ目は、臨時の事務員の賃金というものがございまして。これは4月当初に欠員だったり病休あるいは業務繁忙に対応するものでございます。

2つ目が、学校学級特別指導員の賃金でございます。これは配慮の必要な児童・生徒に対して指導員を配置するものでございます。配慮の必要な児童・生徒数の把握が難しく、年間当初では一定の例年並みの予算をつけておるところでございますが、この時期にだいたい人数が把握できますので補正をもって賃金を確保するものでございます。

それと、小中学校のごみ減量推奨事業でございます。これにつきましては、市のごみ減量施策にあわせて全小中学校で取り組んでいるごみ減量でございますが、24年度のごみ収集委託料経費の削減ができたことから、各学校での環境教育等への教材経費として還元するというものでございます。

4つ目でございます。17校の教材購入、いわゆる理科、算数あるいは数学の教材等の整備を図るというもので、小学校、中学校でございます。これは国から補助の追加ということで、ここで内示がありましたものですから、それを活用ということで、経費で2分の1の分の補助金を見込んでおりますので、ここで増額が出ましたので、立川市としても理科教育のこれからの学習指導教育の重要性をいっておりますので、今回の補正をお願いするものでございます。

続きまして、学校ホームページ再構築支援事務の委託料を計上させていただきます。これは学校ホームページの内容充実を図るため、システムの再構築を図る提案作業を委託するものでございます。これは緊急雇用創出事業という国の事業がございまして、10分の10の全ての国の補助金がもらえますが、それを活用ということでホームページの内容充実の委託料でございます。

続きまして、大規模改修工事に伴う給食調理室改修基本設計委託料、これは、これから大規模改修工事が各小学校、中学校で始まりますが、その中で単独校でございまして、学校給食法にあたる衛生管理基準等に基づく給食調理室の改修を行う際の課題等をその中で検討す

るというものでございます。

続きまして、第九中学校テニスコート改修工事、これは経年劣化に伴いましてひび割れ等が生じています。テニスコートを全面的に改修したいということでございます。

続きまして、生涯学習部分に関しましては、生涯学習情報システム運用委託料ということで、これは泉市民体育館の指定管理者制度の導入に向けまして、予約登録が全てこの生涯学習情報システムを活用しておりますので、指定管理者制度導入に向けまして施設予約システムの改良を行うものでございます。

続きまして、旧学習等供用施設栄分館の解体工事、これは耐震診断審査によりまして耐震性能を有していないことが判明いたしました旧栄分館について、解体工事を行うということでございます。続きまして、錦学習館自家用電気工作物高圧負荷開閉器等設置工事、これは施設の経年劣化に伴いまして対応、工事、行ってまいります。

最後に、立川公園陸上競技場施設調査委託料でございます。陸上競技場の耐震に向けて、劣化調査等の委託料となります。

冒頭言いましたけれども、別途、教育委員の皆様にはご配付いたしますので、ご参考にしてください。

○**福田委員長** ありがとうございます。平成25年度の一般会計の補正予算でございますけれども、何かご質問等ございますか。

〔「ありません」との声あり〕

○**福田委員長** その他、ほかにごございますか。

〔「ありません」との声あり〕

◎閉会の辞

○**福田委員長** それでは、最後に次回の日程確認を行います。次回、平成25年第17回立川市教育委員会定例会を平成25年9月19日木曜日、午後1時30分より、210会議室で開催いたします。

以上で、平成25年第16回立川市教育委員会定例会を閉会いたします。

午後2時49分

署名委員

.....

委員長